

介護保険制度について

介護保険制度とは

本格的な高齢社会を迎えているわが国では、加齢に起因する病気等により、介護を必要とする方が急速に増えています。一方では、出生率の低下が続き少子化がますます進み、社会情勢の変化による核家族化などとあいまって、家庭介護力が著しく低下しています。

このような状況の中で、今日、介護問題は、国民の老後生活最大の不安要因となっています。

いまや介護は誰もが直面する問題です。介護を必要とする高齢者を、家族だけではなく社会全体で支える仕組みをつくり、家族の負担を軽減し、安心して住みなれた地域で健やかな老後を過ごせるよう、平成12年4月に「介護保険制度」がスタートしました。

介護サービスを利用できる方

65歳以上の方

(第1号被保険者)

介護が必要と認定された方です。

(病気やけがなど介護が必要になった原因にかかわらず、介護サービスの対象になります。)

医療保険に加入している

40歳～64歳の方

(第2号被保険者)

加齢等が原因とされる病気(特定疾病)により介護が必要と認定された方です。

介護サービスの利用料

所得に応じて利用料の1割～3割をお支払いいただきます。施設サービス等を利用される場合は、この他に食費・居住費等の負担が必要となります。

介護保険で受けられるサービス

◎要介護1～5の認定を受けた方が対象となるサービス

1. 在宅サービス

- ・訪問介護(ホームヘルプサービス)
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導
- ・通所介護(デイサービス)
- ・通所リハビリテーション(デイケア)
- ・短期入所生活介護(ショートステイ)
- ・短期入所療養介護(医療型ショートステイ)
- ・福祉用具貸与
- ・特定福祉用具購入
- ・居宅介護住宅改修
- ・特定施設入居者生活介護

2. 施設サービス

- ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
※要介護3～5の方が対象
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設

3. 地域密着型サービス

- ・認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型通所介護(認知症対応型デイサービス)
- ・地域密着型通所介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
※要介護3～5の方が対象
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・夜間対応型訪問介護
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護・看護
- ・看護小規模多機能型居宅介護

◎要支援1～2の認定を受けた方が対象となるサービス

1. 在宅(介護予防)サービス

- ・介護予防訪問入浴介護
- ・介護予防訪問看護
- ・介護予防訪問リハビリテーション
- ・介護予防居宅療養管理指導
- ・介護予防通所リハビリテーション
- ・介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)
- ・介護予防短期入所療養介護(医療型ショートステイ)
- ・介護予防福祉用具貸与
- ・特定介護予防福祉用具購入
- ・介護予防住宅改修
- ・介護予防特定施設入居者生活介護

2. 地域密着型(介護予防)サービス

- ・介護予防認知症対応型通所介護
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
※グループホームは要支援2の方に限ります。

3. 介護予防・生活支援サービス

- ・訪問型サービス
- ・通所型サービス

◎基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方が対象となるサービス

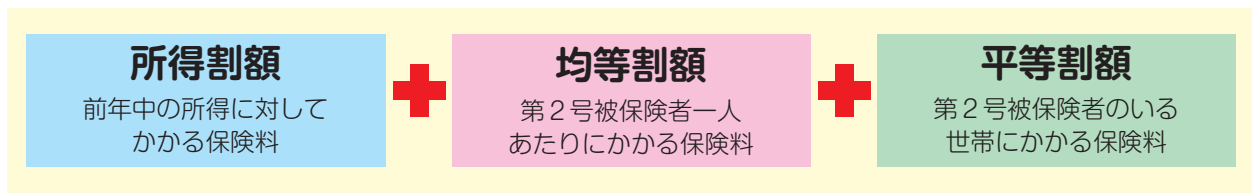
1. 介護予防・生活支援サービス

- ・訪問型サービス
- ・通所型サービス

※詳しくは介護福祉課 電話0157・25・1144にお問い合わせください。

第2号被保険者 国保加入者で、40歳～64歳の方の保険料

国保に加入している40歳～64歳の方（第2号被保険者）の介護保険の保険料は、国保の保険料と一括して世帯主の方に納めていただきます。みなさんに納めていただく介護保険料は、1/2を公費（国・道・市）が負担した残りの額で、次の方法で計算されます。



介護保険料は何月分から？

介護保険料は、介護保険の加入者の資格を取得した月の分から納めることになります。

第2号被保険者の資格取得日は、40歳の誕生月の前日になります。

8月1日に40歳になる方→7月分から

8月2日に40歳になる方→8月分から

保険料の納付方法

第1号被保険者 65歳以上の方

老齢・退職等年金や遺族年金、障害年金が年額18万円以上の方は年金から引き去り。(特別徴収)
上記以外の方は、個別納付。
(普通徴収)

第2号被保険者 40歳～64歳の方

医療分の保険料
(国保の加入者は国保の保険料)と一括して納付。

※介護保険料の特別徴収について

年金より納めていただく「特別徴収」は、特別徴収義務者（厚生労働大臣から委任を受けた日本年金機構等）から北見市に通知される特別徴収対象者（または特別徴収追加候補者）情報をもって開始となります。年金の受給が始まった方、65歳になられた方、北見市に転入された方等につきましては、特別徴収が開始されるまでの間は納付書または口座振替により納付（普通徴収）していただくこととなります。